

のためのバスの借り上げ料が不足が見込まれますので、その分を計上させていただいたものです。

次のページの4目体育施設管理費でございますが、それから22万4,000円の補助金でございます。スポーツ少年団派遣費補助金につきましては、ブルーウェーブの全県大会出場のための弁当代、また、補助経費、またバス代でございます。今回は三種町のスカルパ球場で行うため宿泊はなしということで、決勝までいくと3日間の費用を計上させていただいたものでございます。

また、4目の体育施設管理費につきましては、八森土床体育館のシャッターの取り換え修繕料でございます。体育館の裏側にあります改修工事にトラックが出入りするための大きなシャッターがありますけれども、それがもうくっついてしましまして、それを取り替えるという費用でございます。

以上でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 15ページですね小型ロータリーの除雪機なんですけど、昨年、6台ぐらい用意してあったわけですけども、今回も3台追加するという事なんですけど、利用率がよくてこういうふうな状況なのかなということちょっと、利用率とこの補充の観点をちょっと説明願います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） ご説明申し上げます。

まずこの事業なんですけれども、歳入との関係ありますけれども、去年、秋田県、議員おっしゃるとおり地域支え合い体制づくり事業ということで国の補助金、国というか県からの補助金で実施したわけです。それで、まず揃える内容についてですけども、去年は6台、比較的大型、ハンドガイド式ではかなり大型のものです。今回は、それより一回り小さなものを3台揃えてですね、いろんな何といいますか、除雪場所に対応できるようにしたいということで考えてます。

それで、もう一つ、利用率の関係ですけども、去年は6台で8自治会の方に貸し出しております。貸し出す延べ日数ですけども233日、1台平均で39日というんですか、の状況となっております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 利用率がよくて3台、もうちょっと小型のものを入れるということなんですが、そこでですね、ちょっと使用の、利用の仕方がですね、ちょっとなかなかこう難しいというか。例えばですね、地域に一人暮らしがいてですね、その一人暮らしの家に行く通路、若しくは玄関前を除雪するという名目でまず借りるということになるわけですが、その前段、過程において、自治会長の方に、まあ自治会長というか管理者になるわけですが、そこを通さないとですね、それが借りられない仕組みになってるわけですね。ところが、それが自治会長を経由するということはですね、その自治会の経費をもってその除雪をしなければならないと、そういうことになるとですね、偏った除雪ができなくなってしまうんです。というのは、自治会内に10軒の一人暮らしがいればですね、全てその一人暮らしの部分をやらないと、エコひいきというふうな格好になってですね、実際には元気な一人暮らしは家の前をやっているのですが、それをできない人の家ばかりやると、エコひいきだということになったりして、その分の経費が、しかも自治会の経費で油代を払わなければならないというふうな実態となっているわけです。ですから、もっと油代がですね自治会経費にならないように、例えば4、5人で近所の青年なり動ける人が油代を負担すれば、その除雪をできるように変える、変えるというか改正したりですね、その使用の仕組みをですね、もうちょっと緩和してもらいたいなというふうなことですが、それについてどう考えられますか。

○議長（須藤正人君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） これは昨年度からやりました。それで、揃えてやりました。それで、要綱を作って、この要綱は皆さんの方にもお配りしている例規集に載っていますけれども、貸し出しを受ける側というのは自治会とかですね、或いは民間団体、ボランティアグループ、それらでも可能となっています。ただ、昨年度、事業スタートする場合に、やっぱり地域で、その集落の全体を見た場合、やっぱり自治会で借りるのが一番いいんじゃないかなということで、自治会を優先的に貸し出しするという方向ではありました。ただ、今おっしゃってるように団体、ボランティア団体がですね借りられないとかということではありませんので、それはひとつお伝えしておきます。

それからもう一つですね、経費と偏った使用ということでセットのような感じなんですけれども、その経費をどうするか、要綱でも貸出料は無料なんですけれども、ただ、燃料費に関してはその使用した、いわゆる借りたところで負担してくださいということ

になっています。ですから、自治会で借りた場合は自治会負担、或いは団体に借りた場合はその団体ということになります。

質問の中で、偏った使用云々ということですよ。ここいら辺が非常に難しいものでして、私の方としてはこういう目的で使ってくださいよと、そういうことで提供しますので、地域からできるだけそういうですね声が出ないように使い方をしてほしいなど、そう思っております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） くどいようすけども、何というか、2、3人で、実際作業する時は2、3人なわけですよ。それは団体としてみてもらえるのかどうかという問題が一つあるわけです。それと、仮にその2、3人が団体としてみると。ただもう一つは、今度、自治会に、自治会長を通さなければならないのかということがあるわけですよ。そうすると、自治会長に行くんですよ、どこの家でやるのかということは当然聞かれるわけですね。当然言ってもいいわけですけども、それが連絡取れなかったり、急に、雪というのドカッと降る、そういうふうなことがありますとですね、いちいち連絡取って余裕もないし、そういうふうな状況を想定した場合、2、3人が団体としてみて、しかも自治会に経費負担を2、3人が善意で支払うということであれば、いいのかどうかということなわけですよ。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） あのですね、今、自治会長さんを通さなければならない云々というのは、それは一つの地域の問題だと思います。というのは、今回、うちの方でこれこれの部分をやりたいので貸してくださいよと、或いは団体にあればですね、或いは自治会であれば、そういう形で申し込み来ますので、それに対して町の方で判断しながら貸してやるわけです。ですから、今の極端な例ですけども、大きな集落の例えば上・中・下と分かれて、自治会じゃなくて上の班の方で借りたいというような場合も想定はされます。ですから、それに対して、いずれはそういう偏ったというんですかね、不公平、できるだけないようにということで、そういう場合はうちの方で相談、或いは自治会とも相談しますが、今例で、例えば上の班でここいら辺やりたいですよということであれば、それはそれでもだめということはないと思っております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 8ページの民生費、県の補助金で、地域支え合い体制づくり、県の方から206万円出てますが、副町長の説明では、何だっけ、使われてるということでしたが、印刷費とですね、この何かこう目的があって多分あると思うんですが、何を目的としているのか、支出の方で教えてもらいたいと思います。

それから、同じページの農林水産県補助金の方から鳥獣被害対策交付金が22万8,000円出てますけれども、これはまだ歳出の方には出てないんですが、これからどのように配分して使われるものなのか、どういう考えなのか、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えします。

まず8ページに民生費県補助金の246万円、今回補正しています。それで、説明の5の地域生活支援事業費補助金40万円とあります。これは歳出でいくと、老人福祉費の方に40万円載っています。それから、13の秋田県地域支え合い体制づくり事業費補助金とあります。これは先ほど質問等ありました除雪機械等整備するためということで、これは社会福祉総務費の方に計上になっております。

それで、先ほどおっしゃったように地域支え合い体制づくりは昨年もやって、今回、除雪ロータリー等整備したいということで説明してます。それで、この5の地域生活支援事業費補助金のことについてちょっと説明しますと、今回、秋田県の方で冬期間の除雪等におけるですね高齢者とか障害者への支援体制づくりを全県単位でちょっとこう整えたいというような話がありました。そのための予算として、県の方で9月定例県議会の方に予算計上すると、そういう中で各市町村でもですね何か取り組んで、その地域支え合い体制づくりのため何か取り組んで欲しいというような要望がありました。ただ、見て判るとおりですね、補助金そのものが40万円ということで非常に、ある意味小さいわけです。それで私の方で考えているのはですね、一つ昨年度、或いは今年度予定します除雪機械、地域支え合い体制づくり事業で大きなものを、除雪機械をメインにして買ってますので、これに合わせたような感じで、例えばですね屋根のツララとかですね、あるかと思いますが、そういうツララを落とすような道具とかですね、そういうような、前の地域支え合い体制づくり事業とリンクしたようなそういうものを揃えてみたいと。合わせて、印刷製本費の中では、何というんですか、雪に関してですね、こう

いう行政サービス、或いは社協さんで取り組んでいる事業等ありますよというものを印刷しながら全戸配付等そういうものに取り組んでみたいなど、そういうことで予算計上しております。

以上です。

○議長（須藤正人君） 松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） 2点目の予算書の8ページ、15款2項5目の1節農業費補助金の中の23、細節ですね鳥獣被害対策交付金、県から22万8,000円交付になっておりますけれども、何に使うかということでありまして、これについては当初予算で、これは去年も来てるんですけども、61万8,000円、予算計上しております。これは前年度の金額をそのままあげました。ところが内示額で思ったより多く来た。84万6,000円、内示が来まして、この分22万8,000円を今回追加という形で歳入の方に補正計上しました。

それで、何に使うかということではなくて、これは17ページの一番下のところ、10目ありますけれども、そこに財源内訳の変更ということで一般財源を22万8,000円減額して、県から追加なった22万8,000円をとということで財源内訳の変更でありまして、何に使うかについては当初予算で計上したとおりであります。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 教育費のことでお伺いいたします。

柔道の必修課目ということであげられてますけれども、27ページ、中学校の武道の、どのような人、何か説明受けて、体育の先生がやれるとか警察の人とかっていうふうなことが挙げられてたと思うんですが、どなたに決定したんでしょうか。子どもたちに受け入れられるような立場、大変微妙なスポーツですので危険度も多いし、精神的にも鍛えられるとはいえ、そこからマイナーな面が生まれなければいいんですけども、そういう点を考慮しながら考えたと思うんですが、どのような方を挙げたんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 見上議員のご質問にお答えします。

私もやはりそれが一番、見上さんがおっしゃるようなことが一番危惧されておりますので、様々な方々と相談して、非常に引き合いが多かった方でありまして。今立孜さんと申しまして、秋田県柔道連盟の役員であり、能代山本柔道連盟の会長であります。今立道場の主人ということで、元中学校長でありますし、柔道は7段で、県内の体育教師、

柔道の部分の指導の担当をしている方でありますので、あとこれ以上の方はないなと思っております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（須藤正人君） 休憩いたします。1時再開いたします。

午後 0時00分 休 憩

.....
午後 0時57分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第9、議案第82号、平成24年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） それでは、議案第82号をご説明します。

議案第82号、平成24年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出の総額に131万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,732万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりです。

平成24年9月12日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

内訳については5ページでございます。5ページをお開きください。

歳入でございます。8款1項1目繰越金でございます。1節繰越金131万8,000円の追加でございます。これは補正財源でございます。

次、6ページをお開きください。

歳出でございます。6款1項1目第1号被保険者保険料還付金23節でございます、償還金利子及び割引料でございます。50万円の追加でございます。これは保険料の還付金の不足による追加でございます。主なものは、修正申告による所得の更生等が含まれてございます。

それから、3目の償還金でございます。23節の償還金利子及び割引料でございます。81万8,000円の追加でございます。これは国庫支出金等の過年度分の返還金でございます。23年度の事業確定に伴う国庫補助金の返還でございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第83号、平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） それでは、議案第83号についてご説明します。

議案第83号、平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,470万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,936万4,000円とするものです。

5 ページをご覧ください。

歳入です。5 款 1 項 1 目の繰越金 1 節前年度繰越金740万2,000円の補正です。

それから、6 款 1 項 1 目の受託事業収入 1 節の受託事業収入ですが、1,730万円の補正となっております。これについては、横内橋の仮配管、水道の添架ですが、当初、仮設でみてあったのが本設でできるということで、その分、仮設から本設に変わった分と、それから小手萩橋の添架橋ですが、当初、県の方との協議で24年度は実施設計で、25年度、添架の本設であったんですが、県の方で上部工発注なって今年度完成をするということで、合わせてやってくださいという協議がありましたので、その分の受託収入になっております。

それから、6 ページをご覧ください。

歳出です。1 款 1 項 1 目の一般管理費です。一般管理費については227万円の補正となっております。主な中身としましては、3 節の職員手当で時間外手当が60万4,000円、それから需用費が5万円、これはスタッドレスタイヤの購入になります。18節の備品購入ですが、今使っている車が5年リースで今月でリースが切れます。軽ワゴン車を買って替える予算で150万円です。それに関わる12節、13節、それぞれ保険料、それから自動車重量税となっております。

1 款 2 項 1 目八森地区施設管理費、それから2 目の峰浜地区施設管理費ですが、これは施設の草刈りの賃金の補正です。

それから、8 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目の八森地区施設改良費です。これについては、24年度の単価入れ替えと、それから入札差額、これが大分出ましたので、県道の樺台小入川線、これの測量をやって工事を進めたいということで、工事費の方から1,600万円減額して、委託の方に1,600万円を補正する組み替えとなっております。

それから、2 目の峰浜地区施設改良ですが、これが先ほど話しました横内橋の添架管の本設分と、小手萩橋の施設の本設に関わる委託費、それから本設になったので架設リース代の借上げがいないということで、減額の240万円、工事費が横内橋で1,300万円の増、それと小手萩橋が新たに1,100万円の補正となっております。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 6ページの歳出の方についてちょっとお伺いしますが、職員手当60万円ほど時間外があがっておりますが、何に関わる部分が多い時間外なんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 主に時間外ですが、大分、八森地区の方の施設が古しくなってきたておまして、今、更新事業でいろいろ事業を進めてるわけですが、夜間の呼び出し関係、施設の悪い時、携帯の方に直接電話が入るようになってますので、施設の修繕にからむものです。例えば雨降った場合、川からの汲み上げでやってるので、濾過がちょっと間に合わないとか、それから漏水関係、そういうのがほとんどの時間外増に繋がってるようです。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 中身はわかりましたが、金額がちょっと弾んでおるようでございますから、余り職員に負担がかからないように、健康を害しては何もなりませんから、よく工夫をしながら、なるべく職員負担にならないような工夫を講じながら事業の方を進めていただきたいという具合に思いますので、宜しく願いいたします。答弁はいりません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） ちょっと内容的に質問していいかどうか、ちょっと悩んでたんですが、今、皆川議員の方から図らずも質問がありまして、大雨の時にですね水が非常に濁って、それが苦情が来たか来なかったかということを知りたいんですけども、ただの濁りでなかったんです、先回は。今回もまた水がかなりちよつこ薄く茶色になるくらい。前回は、もう砂が混じったような感じで、風呂場でもザラザラしてたような状態だったんですけども、大雨の度にこういうことが起きるのかなということで、ちょっと心配なんですけど、そこら辺もう少し状況を説明してもらえますか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） お答えします。

大雨の時、直接、川の方からの取水で濾過池の方に行くわけですが、今、八森というか観海の水道施設が急速濾過装置になってます。特に水の使い方が多いと、急速濾過での濾過がちょっと間に合わないというかそういう状態になってます。そういうふうな場合は、一般家庭の方に使用をなるべく控えるようにということで防災無線等で呼びかけてる時もあります。今回についても防災無線でやってます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 今回、軽ワゴン車買うということで提案なってますが、これを買うことに意味があるわけではなくてですね、リース、今までリースの分を耐用年数過ぎたからやめて今度変わるといことなわけですが、町として全体的な車の保有計画みたいなものがあるのかどうか。リース車と購入車とあると思うわけですが、その辺はどうなっているのかですね、この機会に知らせてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） うちの建設サイドなんですけれども、台数としては、現場の箇所、それから例えば断水等のあった場合、2台、3台でこう出かせないといけない時もあるので、実質、ちょっと混んだ場合は他の課からも借りてる場合があります。

今回なんです、リースの場合、大体2万3,500円強です。それを軽ワゴン車1台150万円ということなので、買い取りの方が安くあがるという試算のもとで今回買い換えで予算計上させていただきました。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） どういうことで安くなるかというのはよく判らないですが、365日×2万円で計算すればそのとおりになるわけですけども、いや、私が聞いたのはですね、町の中に買う車と、町が所有する車とリースとして借りてる車があると思うんですが、その辺のバランスとか配置計画というものがあるのかどうか、もしあったらそれを教えて欲しいということなわけです。

○議長（須藤正人君） 休憩します。

午後 1時13分 休 憩

.....
午後 1時15分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 今の車の保有台数の件でありますけれども、町の基本的な考え方としましては、必要なその台数というのは、ある程度まずそれなりに確保すると。それで、毎年予算査定等あるわけですけども、いずれ考え方としては、このとおり燃料費等も非常に高騰している時代ですので、いずれ切り替えにあたっては、できるだけ普

通車でなくて軽というんですか、燃費のかからないような小さいものに切り替えていくと。それで今言ったとおり、リースとか買い取りについては、それぞれの事業対象になったり補助対象になったりする関係で、皆様も判ると思うんですけれども、結構、今、林道関係行くあれでも、前はすごく立派なジープとかそういうのを買ってあったんですけれども、あえてそういうのはいらないだろうということで、いずれ更新の段階についてはリースになるか買い取りになるかはわかりませんが、いずれできるだけ経費のかからないような、その後の、買うなりリースにしてもですね、維持経費がかからないような形の中にもっていくという方向でありますので、今何とかひとつご理解いただきたいと思います。

今、基本的には、だから補助事業等で対応がある場合等についてはリース対応が原則ということでやっていきたいということであります。いずれ台数はある程度やっぱりどうしてもなくちゃいけないものですから、それはそれで確保しなくちゃいけないわけですが、基本的にはまず、できるだけ持ってる車に金をかけない方向でやっていきたいと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（須正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 8ページなんですけども、2-1-1の歳出の13と15なんですけども、設計業務委託が1,600万円、その次の15、配水管工事が1,600万円ということで、そっくりそのままこうすり変わったんですけども、この同額というのはちょっと理解できない部分と、先ほど何か説明あったと思うんですけども、私ちょっと聞き漏れたかわかんないですけども、あれ、もう一度説明してもらって。悪いけども。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 横内橋の添架管と小手萩の添架管については、両方、補償の工事になります。横内橋については…。

○10番（佐藤克實君） 2-1-1の方。

○建設課長（田村 博君） すいません。1目の八森地区なんですけど、これは補助対象になっています。補助対象のうち、入札差額等で出ましたので、工事を進捗させたいということで、工事費のうちから1,600万円を委託の方に補正しまして、工事費をその分減額ということです。今年、測量設計やって、工事まで一部発注したいという考え方です。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 例えば、2-1-1の細節の15が別の工事の落差価格で、その分をそっくり実施設計に持っていくということなんですか。もしその辺がちょっと、テクニックがわかんないんですけども、もう一度、その13と14の細節のこの金額の予算のつけ方というか減額の仕方というのをもう一度お願いしたいんですけども。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。簡潔にわかりやすく。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） これは補助基準額がありまして、そのうち工事費の1,600万円、配水管布設工事費の額のうち1,600万円を測量設計委託の方に持っていくということです。

○議長（須藤正人君） 休憩いたします。

午後 1時20分 休 憩

午後 1時22分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 行政報告の中でも振れてありますけども、そういった入札差額とかそういうものを、この次の工事を進捗させるための設計に振り向けていくということから単純に。だからその差額出た分をそっくりそのまま設計に向けて、その進捗状況を早めるために使っていくということなので同額になったということなので、工事費と設計額と同じだと何となく不思議なような感じするかもしれませんが、だから少なくとも分、工事で少なくなった分を設計にそのまま、その分の金額そのまま充てていくというような捉え方をさせていただいて、より工事を前に進めれるための準備だということと捉えていただければいいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第84号、平成24年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第84号をご説明いたします。

議案第84号、平成24年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,347万3,000円とするものです。

5ページをご覧ください。

歳入です。3款1項1目一般会計繰入金です。15節一般会計繰入金218万3,000円の補正です。

6ページをご覧ください。

歳出になります。1款2項1目岩館地区施設管理費の12の役務費です。手数料として218万3,000円です。これにつきましては、処理場の流量調整槽の攪拌機、それから給水ユニット、これの分解、点検、整備、それから洗浄、清掃、塗装を行うものです。それと散水ポンプ槽の清掃作業をする手数料を計上しております。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第8号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。嶋津議会事務局長。

- 議会事務局長（嶋津宣美君） 皆さんにお渡しの定例会の日割表の4ページから5ページ、6ページまであります。

発議第8号

平成24年9月12日

八峰町議会議長 須藤正人 様

提出者	八峰町議会議員	佐藤克實
賛成者	同上	門脇直樹
〃	〃	皆川鉄也
〃	〃	山本優人
〃	〃	芦崎達美

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、平成23年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審議するためでございます。

- 議長（須藤正人君） ただいま朗読のとおり決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、決算特別委員会は設置されることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 異議なしと認め、当席から指名をいたします。

1番松岡清悦君、2番見上政子さん、3番柴田正高君、4番丸山あつ子さん、5番門脇直樹君、6番腰山良悦君、7番皆川鉄也君、8番福司憲友君、9番山本優人君、10番佐藤克實君、11番阿部栄悦君、12番鈴木一彦君、13番芦崎達美君、以上13名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休 憩

午後 1時29分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第13、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を議題とします。

ただいま互選結果について通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員長には4番丸山あつ子さん、副委員長には9番山本優人君が互選されました。

日程第14、議案第85号、平成23年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第86号、平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第87号、平成23年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第88号、平成23年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第89号、平成23年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第90号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第91号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第92号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第93号、平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第94号、平成23年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第95号、平成23年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第25、陳情第5号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。